

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成24年3月15日)

項目	ページ
1 米川土地改良区の不適正経理に対する特別検査（2回目）について	
	【農地・水保全課】 1
3 (財) 鳥取県造林公社経営改革プラン（案）について	
	【森林・林業総室】 3

農 林 水 産 部

米川土地改良区の不適正経理に対する特別検査（2回目）について

平成24年3月15日
農地・水保全課

米川土地改良区において、土地改良区の内部調査により会計処理に係る不明金があることがわかり、平成24年2月20日に県に対してその報告がありました。

報告を受け、国と県の合同で特別検査（2回目）を実施しましたので、その概要を報告します。

1 特別検査の概要

(1) 期 日 1回目：2月21日～24日、2回目：3月6日～3月14日

(2) 場 所 米川土地改良区事務所及び西部総合事務所

(3) 検査者 農林水産省 本省大臣官房検査課 3名、中国四国農政局検査課 3名

鳥 取 県 農地・水保全課 2名、西部総合事務所 3名

※これまで、米川土地改良区の検査は、国（中国四国農政局）が実施していることから、国と県の合同で実施。

(4) 検査内容

土地改良区の内部調査結果、その他の会計経理状況及び運営状況について、現地検査を行ったところ、その概要は次のとおりでした。

ア 米川土地改良区から報告のあった内部調査結果の検証

①地区除外決済金（転用決済金）の不明金 7,506千円（H12～H23）

[内部調査（H15～H23）では4,973千円]

・領収した現金が会計帳簿に記載されていないものや会計帳簿の合計額の誤りがある。

②社会保険料の不明金 14,811千円（H12～H23） [内部調査（H15～H23）では11,992千円]

・社会保険料の事業主負担額が過大に支出されている。

③干拓地貸付金の不明金 20,659千円（H18～H22） [内部調査（H18～H22）では20,504千円]

・地区除外決済積立金からの支出額（干拓地貸付金という名称）の支出先が不明。

④国営造成施設管理体制整備促進事業補助金（H12～H22）及び国の施設管理委託費（H17～H22）の不適切な執行 13,588千円

・理事長名義の預金口座に入金された当該補助金等のうち一般会計等の収支予算に編入されていないもの（67,143千円）を確認。[内部調査（H15～H22）では69,131千円]

・当該補助金等の使途の面から実績報告の支出の内容を検証したところ、補助事業と委託事業間での重複や補助目的に適合しない支出（13,588千円）があった。

⑤その他の不明金等 1,145千円（H12～H23）

・現金で受領した寄付金等が現金引継簿に記載があるが、収入命令書がなく、不明。

・役員研修会経費の内、宿泊費を重複して支出しており、不明。

・会計帳簿への未記載や支出命令書等の証拠書類がなく、不適切な事務処理がある。

なお、上記の金額については、今後も国と協力して引き続き検証し、確定していきます。

イ 土地改良区の運営状況の検証

次のとおり法令・定款等が遵守されていない等不適正な運営の実態が検出された。

①組織運営態勢の整備について

・理事長は、前事務局長に現金、預金通帳を管理させるとともに公印も管理させ、会計経理事務の決裁について前事務局長に一切任せたままで、内部牽制を果たしていなかった。

・会計担当理事は、会計帳簿と証憑との照合・検算などの事務を行っていない。

②監査の適正化について

・監事は、年2回行う監査について、事務局の提出資料を確認するだけの形式的な監査しか行っておらず、会計帳簿と証拠書類との照合や検算など実質的な監査をしていなかった。

③積立金の繰替運用の適正化について

・理事長及び会計主任（前事務局長）は、毎年、年度当初に転用決裁金積立金や職員退職給与積立金を繰替運用するにあたり、総代会の承認を経ず当該積立金を運用している。

・会計主任は、当該積立金を一般会計収入支出予算に繰替えするにあたり、必要な収入命令書及び支出命令書の作成や理事長の決裁をせず、金銭出納簿への記帳のみで会計処理を行っている。会計担当理事は、このことを看過し、是正させていない。

2 今後の県の対応

(1) 米川土地改良区に対する改善指導

- ア 今回の検査結果をとりまとめ、土地改良法第134条に基づく改善命令を行う。
- イ 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金については、国、市と協議し不適正な支出と判断したものは、補助金返還等を求めていく。
- ウ 今回指摘した土地改良区内の内部牽制機能の欠落について、理事や事務局職員に対して体制の立て直しに必要な規定等の作成やチェック体制、適正な会計処理などの再構築に係る具体的な方策などを指導・アドバイスし、内部牽制の強化を図る。

(2) 県内土地改良区（96改良区）への指導強化

- ア 今回の不祥事を踏まえ、緊急に自己点検の実施を通知し、チェックシートにより報告させ、改善指導していく。
- イ 特に財政規模の大きい土地改良区（概ね5千万円以上：25改良区程度）については、平成24年度緊急に追加検査を実施する。
- ウ 内部牽制を強化するため、これまでも役職員研修（理事長、事務局長等）を実施しているが、更に会計担当理事や監事を含めて適正な会計処理について重点的に研修を実施する。

(財)鳥取県造林公社経営改革プラン(案)について

平成24年3月15日
森林・林業総室

- 平成24年2月13日 経営検討委員会が最終報告書を県に提出
【内容】「経営改善を進めながら公社として存続」を提言。
・木材販売収入の拡大等で最終損失見込を解消(▲93億円→0億円)
・公社の損失の解消に加え、県民負担のさらなる軽減の取組を望む。

【改革プラン(概要)案】

1 公社最終損失の解消に向けた取組【約93億円の改善】

木材販売収入の拡大	○低コスト作業システムの導入 ・高性能林業機械による作業システムを採用し、伐採経費削減 ○路網整備の推進
国造林補助金の活用	○国の補助金を積極的に活用し、切捨間伐から収入間伐への転換

2 県民負担のさらなる軽減に向けた取組

事業発注方式の改善 【約20億円の改善効果】	○一括発注の推進 ・年度をまたがる事業の単年度一括発注 ・間伐時期の近い林分を集約化、一括発注 ・集約化による作業ロットの大型化 ○制限付き一般競争入札の導入 ・競争入札の導入により落札率を低減(現行は路網整備のみ指名競争入札で、間伐等は随意契約)
施業方法の改善 【約20億円の改善効果】	○間伐材の直送方式による販売 ・山元から合板工場に間伐材を直送する方式の導入 ○鳥取式作業道整備促進による維持管理コストの低減 ○原木を高く販売するための取組 ・市場価格を適時適格に把握し、価格動向を反映した採材を実施(より高く売れるサイズでの玉切り) ・適切な仕分け(A, B, C材)の実施
その他の取組	○長期管理委託契約の内容の見直し ・収入間伐適地の報告や施業提案業務を追加(現行は巡視主体) ○造林公社有林隣接事業主体との連携 ・国有林等の既設路網活用による効率的アプローチ手法の検討 ○公社有林J-V E Rによる収入増 ・(H23) 4,400t発行、135t売却 (H24以降) 5,500t発行予定

3 今後の検討項目

- 分収割合変更内容等の再検討
分収の内容及び方法の扱い方について
- アウトソーシングの検討
アウトソーシングする業務の範囲について
- 円滑な分収契約変更に係る法整備の国への要望
土地所有者の相続等により所有者把握が困難となっている実態を踏まえ、円滑な分収契約変更をできるなどの国に対する法整備を要望すること。

4 今後の取組体制

- ・ 県(森林・林業総室)と造林公社で経営改善プロジェクトチームを組み、アクション・プログラム(5箇年計画)を作成、経営改善に取り組む。
- ・ 経営改善状況を毎年検証し、概ね5年ごとに進捗状況を踏まえた経営見直しを実施する。